

重要

同志社大学貸与奨学金 返還のてびき

この『返還のてびき』は

奨学金の返還が完了するまで大切に保管してください

この『返還のてびき』は、返還方法、返還猶予や住所変更などの手続きを、詳しく説明したものです。

同志社大学貸与奨学金は、奨学生からの返還金を主な財源として運営されています。したがって、皆さんからの返還が円滑に行われないと、在学生への貸与に支障をきたすことになります。

規程にしたがい滞りなく、所定期間内に、返還してください。必要な手続きを決められた期間内に行わない場合には、不利益が生じる場合があります。

ご注意ください！！

★★ 日本学生支援機構の奨学金(国の奨学金)と混同しないようお願いします ★★

このてびきを受け取ったあなたは、「同志社大学貸与奨学金」を利用した奨学生です。

日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種など）とは別の制度です。

両方の奨学金を併用した方は、今後、返還は（住所変更届出なども）それぞれ別々にしていく必要があります。「同志社大学貸与奨学金」も忘れずに返還してください。

同志社大学 財務部資金課

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
(今出川キャンパス)

電話 (075) 251-3150 FAX (075) 251-3090
電子メール : ji-sikin@mail.doshisha.ac.jp

お願い

●住所変更、勤務先の変更、改姓名等が生じたときは、奨学金返還が完了するまでの間、そのつどすみやかに、資金課へ届け出でください。

届け出がない場合、連帯保証人宛に奨学金返還に関する連絡や書類がいき、迷惑をかけることになります。(届け出の方法については、「8. 諸手続き・届け出について」をお読みください)

1. 奨学金の返還について

- 卒業（修了）または退学から原則として10年間で返還していただきます。
- 每年の返還額は、貸与総額を返還年数（原則10年）で割った金額とします（均等年賦返還）。ただし端数が生じる場合は、適宜切り上げ・切り捨てした年額を通知します。
端数は最終年度で金額調整し、返還総額は貸与総額と同じとなります。
- 返還方法は、毎年7月にあらかじめ指定された銀行の口座からの口座振替（自動引落）で行います。
- 全額または一部を繰り上げて返還することもできます。くわしくは「3. 繰り上げ返還・少額返還について」をお読みください。
- **返還開始までの準備として、「返還誓約書」を提出してください。**
返還説明会の際に、必要事項をご記入・ご捺印のうえ、資金課担当者に提出してください。
- **当該年度の返還に関する各種相談は、必ず5月20日（土・日の場合はその前日）までに資金課に連絡してください。**それ以降に相談いただいても、各種申請締切に間に合わず、本来であれば受付可能な申請等も受け付けられなくなります。
- 連帯保証人が返還を行う場合は、本てびきや返還情報について、奨学生本人と連帯保証人の間で十分に共有をお願いします。

2. 返還方法と「返還のお知らせ」送付について

- 奨学金の返還は口座振替（自動引落）による指定口座からの振替になります。
- 最終学年に行う返還説明会時に提出する「預金口座振替依頼書」により手続きを行います。振替口座を変更したい場合は再度「預金口座振替依頼書」の提出が必要となります。その場合、「預金口座振替依頼書」は必ず**振替口座を変更したい年度の5月20日（土・日の場合はその前日）までに**資金課に提出してください。
- 取扱金融機関は、一部を除く全ての金融機関が対象です。**必ず今後も振替金額以上の残高が確保される銀行口座（給与受取口座等）を指定してください。**
- 今後、本人の経済事情等でやむをえない事由が生じた場合には、第一または第二連帯保証人名義の口座を指定できる場合がありますので、事前に必ず資金課に相談してください。
- 每年7月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に指定口座より口座振替（自動引落）します。万が一、残高不足等により振替ができなかった場合には、12月27日および3月27日に再度振替を行います。
- 一旦口座振替（自動引落）された場合は、理由の如何を問わず返金することはできませんのでご了承ください。
- 口座振替（自動引落）に際し、**「返還のお知らせ」（貸与総額、返還済額、差引残額、今年度返還請求額、引落金額等を記載したもの）を毎年6月に送付します。**

- 口座振替（自動引落）には、返還額実費のほか、口座振替手数料（消費税を含む）がかかります。なお、万が一、7月の振替日に残高不足等により口座振替（自動引落）できなかった場合は、12月の再振替時には2回分、3月の再々振替時では3回分の口座振替手数料が上乗せされますので十分ご注意ください。口座振替手数料の上乗せは、年度を越えても引き継がれることになります。
- 万が一、「返還のお知らせ」がお手元に届かない場合は、資金課までご連絡ください。
- 口座振替（自動引落）後、振替がなされた旨の通知または領収書は発行しておりません。ご自身で通帳に記帳してください。

<初年度の返還について>

★ 初回の「返還のお知らせ」送付先は、返還誓約書にて届け出てください。

本人住所が未定であるか転居が頻繁な場合は、確実にあなたの手元に「返還のお知らせ」が届くように、送付先を第一連帯保証人（父母）住所にする等してください。また、送付先変更は隨時受け付けます。「8. 諸手続き・届け出について」をお読みのうえ、届け出てください。
 * 返還誓約書提出以降に、送付先変更を希望される方
 … 2024年5月末日までの資金課受付分は初回送付から反映します。
 * 連帯保証人の住所が変更（予定）の方…保証人住所の変更についても資金課へお知らせください。

3. 繰り上げ返還・少額返還について

- 全額または一部を繰り上げ返還することができます。希望する場合は、該当年度の5月末日までに、この冊子巻末の「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」を資金課に提出してください。
- やむをえない事由により年賦額全額を返還できない場合は、年賦額未満の返還が認められる場合があります。該当年度の5月末日までに、この冊子巻末の「返還年賦額未満の返還振替申込書」を資金課に提出してください。
- 繰り上げ返還・少額返還の手続きは、いずれも1年度ごとに必要です。
- 事由によっては、本申請が認められない場合があります。認められない場合のみ、本学から連絡いたします（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。
 * 「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」および「返還年賦額未満の返還振替申込書」は同志社大学のHPからもダウンロードが可能です。
 (URL: <https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/return/guide.html>)

4. 収還完了通知について

- 奨学金を全額返還完了（完済）されましたら、「借用証書」を郵送にてお返しします。
 収還完了通知の発送時期は毎年12月の予定です。

5. 収還猶予について

- 収還猶予とは、願い出により本学が猶予を認めた方や本学在学生について、当該年度を経過年数に算入せず最終返還期日を1年間延長する制度です。返還が困難な事由が生じた場合には、収還猶予の願い出をするか、資金課に相談してください。

本学在学中（大学院・学部の正規学生）の収還猶予

- 卒業（修了）または退学後に期間をあけずに、進学・編入等で引き続き本学「正規学生」となる場合は、その在学中は（休学期間も含め）自動的に返還が猶予されます。手続きは不要です。

本学在学生以外の返還猶予（願い出の手続が必要）

- 返還猶予の期間は年度単位で取扱います。（4月～翌3月）
- 他大学（大学院・学部）に在学している場合は（休学期間も含め）、「返還猶予願い出の手続き」をすることで、返還が猶予されます。
- 災害、傷害、疾病、その他やむを得ない事由で返還が困難になったときは、「返還猶予願い出の手続き」により、返還が猶予されることがあります。

返還猶予（願い出）手続きの方法

- 必要書類（猶予願および証明書等。次頁参照）を、資金課へ郵送または直接提出してください。
(猶予願のFAX、電子メールによる提出は不可とします)
- 提出期限は、原則として猶予希望年度の5月末日（資金課必着）とします。当該年の6月1日以降に猶予願を提出されても、7月の口座振替（自動引落）は実行されますので、猶予希望年度の5月末日までに必ず猶予手続きをしてください。一度振替がされてしまふと、その後猶予願を提出されたとしても返金することはできません。また、猶予の願い出は当年度の分のみ可能であり、過年度分について遡って願い出をすることはできません。なお、7月・12月・3月のいずれの月も振替できなかつた方で、どうしても返還が困難な場合に限り、3月末日まで受け付けします（ただし、それまでの口座振替にかかった口座振替手数料は次年度の請求額に上乗せされます）。
- 手続きは1年度ごとに必要です。継続して返還猶予を受けようとするときも、毎年同様に手続きをしてください（例・他大学在学の人は在学期間中、毎年度、猶予の手続きをしてください）。
- 事由によっては猶予が認められない場合があります。この場合は、本学から結果を連絡します。
- 猶予が認められた場合、個別に結果連絡はいたしません（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。猶予が認められない場合のみ連絡いたします。

返還猶予（願い出）手続きの必要書類（1および2を提出してください）

1. 「奨学金返還猶予願」

- ・この冊子巻末の書式（コピー可）に必要事項を書いたもの。
- ・猶予願には、捺印し（認印可・シャチハタ不可）、猶予希望年度（1年度ごと）を明記してください。
* 「奨学金返還猶予願」は同志社大学のHPからもダウンロードが可能です。
(URL: <https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/return/guide.html>)

2. 添付証明書等（下表参照）

返還猶予願い出の事由および添付証明書等（コピー可）の例＜参考＞

願い出の事由	添付する証明書等の例	証明書等発行者
他大学または他大学院へ進学・在学 専修学校、各種学校、放送大学に在学	在学証明書	在学学校長
科目等履修生	在籍証明書	在籍学校長
災害り災	り災（被災）証明書	市区町村長 消防署長
傷病	診断書等	医師
生活保護を受けている	生活保護受給証明書	福祉事務所長
外国留学中または外国で研究中	その事実を明らかにする証明書 (日本語訳を添付してください)	その学校、機関の長
失業中	雇用保険受給資格者証、離職票等	公共職業安定所長 市区町村長
その他やむをえない事由があり返還が困難	その事実を明らかにする証明書等	その事実を証明できる第三者

6. 延滞時の取扱い

- 万が一、7月の振替日に残高不足等により口座振替（自動引落）ができなかった場合には、12月27日に、12月にも振替ができなかった場合には3月27日にも、再度振替を行います。その場合には、改めて事前に「返還のお知らせ」を送付します。
- 返還を延滞すると、本学職員が返還督促のため、また今後の返還方法の相談のために、連絡・訪問する場合があります。なお、本人住所で連絡が取れない場合は、各々の勤務先へ連絡・訪問することや、第一連帯保証人や第二連帯保証人にも同様に、連絡・訪問することがあります。
返還されない場合には、第一連帯保証人や第二連帯保証人にも請求することになります。また、返還残額の全額を一括して返還していただくよう求める場合があります。

■延滞者への法的措置

延滞が発生した場合、やむをえず民事訴訟法に基づく法的措置をとることがあります。
支払督促以降の手続きに要した費用は、返還者の負担となります。

7. 収還免除

奨学生が死亡したときは、連帯保証人が返還免除願（書式自由、死亡診断書（コピー可）または戸籍抄本（原本）を添付）を提出することにより、返還延滞分を除く返還未済額の全額について、返還を免除することができます。連帯保証人またはご家族より、資金課までご連絡ください。なお延滞分がある場合には、その分について返還が必要になります。

お願い：返還免除願は、事由が発生したときから6か月以内に資金課へ提出してください。

8. 諸手続き・届け出について

住所変更、勤務先変更、改姓名は、そのつどすみやかに、資金課へ届け出してください。

届け出がない場合、連帯保証人宛に奖学金返還に関する連絡や書類がいき、迷惑をかけることになります。

* 連帯保証人の住所変更、勤務先変更も、忘れず、同様に届け出してください。

* 勤務先未定であった人が、その後勤務先が決まった時にも、同様に届け出してください。

「貸与番号」は、「返還のお知らせ」に記載している5桁の番号です。

本人の住所・勤務先の変更、改姓名、および連帯保証人の住所・勤務先の変更

次のア、イの、いずれかの方法で届け出してください。

ア. 「変更届」を資金課へ提出（窓口、郵送、FAX）

「変更届」はこの冊子巻末の書式（コピー可）、または、任意の書式（便せんなど）で必要事項を書いたものでも結構です。

* 「変更届」は同志社大学のHPからもダウンロードが可能です。

(URL: <https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/return/guide.html>)

イ. 変更内容を、電話または電子メールで、資金課へ連絡

連帯保証人を変更する場合

連帯保証人が死亡、自己破産等で変更の必要が生じた場合は、本学 学生生活課（電話 075-251-3280）までご連絡ください。

9. 諸手続き・問い合わせ先

- ▼住所・勤務先変更、改姓名等の届け出、返還猶予等の手続き、
- ▼各種書式、用紙の送付請求、
- ▼その他返還に関するお問い合わせ、照会、ご相談は、「資金課」までお願いします。
(ご連絡の際は、なるべく貸与番号〔「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号〕もお伝えください)

同志社大学 財務部資金課 (今出川キャンパス)

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

電話 (075) 251-3150 FAX (075) 251-3090 電子メール : ji-sikin@mail.doshisha.ac.jp
(FAX、電子メールでの問い合わせにも対応します)

本学休業日（5月初旬、夏期、年末年始、等）がありますので、ご了承ください。

このてびきは、2023年12月現在の内容で作成しています。今後、重要な事項に変更があれば、「返還のお知らせ」などでお知らせします。

口座振替（自動引落）について

1. 取扱金融機関

全国の都市銀行・信託銀行(一部を除く)・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合(一部を除く)・農協・労働金庫・ゆうちょ銀行・漁協(一部を除く)・ネット銀行(一部を除く)・その他

2. 口座振替（自動引落）取扱会社

S M B C ファイナンスサービス株式会社（三井住友銀行グループ）

※同志社大学貸与奨学金の返還に関して口座振替業務を委託しておりますが、直接同社から連絡することはありません。

※S M B C ファイナンスサービス株式会社は、2024年4月1日をもって、三井住友カード株式会社と合併し、社名が変更となる予定です。

3. 口座振替（自動引落）日

原則、毎年7月27日です。

※万が一、振替ができなかった場合には12月27日、それでも振替ができなかった場合には3月27日に再度振替を行います。

※振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

※振替前に、本学より「返還のお知らせ」にて通知します。

4. 口座振替（自動引落）手数料

1回の振替につき、口座振替（自動引落）手数料100円（+消費税）がかかります。

（2023年12月現在）

なお、口座振替（自動引落）手数料は変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

※万が一、当日口座振替（自動引落）ができなかった場合は、次回振替時に前回までの振替手数料をあわせてお支払いいただることになります。

5. 通帳への印字

通帳には以下のように表示されます。

- ・ゆうちょ銀行：「ドウシシヤ自払」
- ・ゆうちょ銀行以外の金融機関：「S M B C（ドウシシヤ」

○同志社大学貸与奨学生規程

(1964年7月25日制定) 改正 2019年3月14日

(目的)

第1条 同志社大学は、学資の支弁に支障のある学生に対して願い出により奨学生を貸与する。

(貸与額)

第2条 貸与額は、年間1人につき授業料相当額の2分の1又は授業料相当額を限度とする。

2 この奨学生は、無利子とする。

(選考)

第3条 貸与奨学生は、学生主任会議の選考を経て、学長が決定する。

(借用証書)

第4条 貸与奨学生として決定された者は、連帯保証人2名が署名し、実印を押した所定の借用証書と印鑑登録証明書を提出しなければならない。

2 連帯保証人2名のうち1名は父母とし、他の1名は弁済資力のある者でなければならない。

(学費振替)

第5条 貸与奨学生が学費未納の場合は、奨学生を学費に充当する。

(異動)

第6条 貸与奨学生が卒業又は退学後、速やかに住所、勤務先及びその所在地を財務部資金課に届け出なければならない。

2 貸与奨学生は、本人及び連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他の重要な事項に変更があったときは、財務部資金課へ直ちに届け出なければならない。

(返還)

第7条 奨学生は、卒業又は退学時から10年以内に年賦返還しなければならない。ただし、貸与回数を3倍したものを作成年数として、10年を超える場合は、その年数によることができるが、15年を超えることはできない。

2 毎年の返還額は、均等年賦返還とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は最終返還年度において加減する。返還総額40,000円未満の場合は、その最低年賦額を4,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、適宜繰上げて返還することができる。

4 貸与奨学生が死亡したときは、連帯保証人の願い出によってその奨学生の全額又は返還未済額の全額を返還免除することができる。ただし、返還未済額には延滞分の金額は含まれない。なお、返還免除願は、事由の発生した時から6ヶ月以内に死亡診断書又は戸籍抄本を添付して提出しなければならない。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、学生支援機構学生生活課の所管とする。ただし、奨学生の返還に関する事務は、財務部資金課の所管とする。

(細則)

第9条 この規程の実施については別に定めるところによる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 この規程は、2016年度以前に入学した学生に適用する。

○同志社大学貸与奨学生規程細則

(1964年7月25日制定) 改正 2019年3月14日

(募集)

第1条 貸与奨学生の募集は、原則として毎年1回行う。ただし、学部第1年次生奨学生の一部については、入学前に第1次募集を行うことがある。

(出願資格)

第2条 出願資格者は、在学期間が学部は5年以内、大学院博士課程前期課程及び修士課程は3年以内、大学院博士課程後期課程は4年以内、一貫制博士課程は6年以内の者とする。

2 長期履修学生制度適用者については、その修業年限に1年を加えた期間以内の者とする。ただし、その期間は、大学院博士課程前期課程及び修士課程は4年、大学院博士課程後期課程は6年、一貫制博士課程は8年を上限とする。なお、大学院博士課程前期課程及び修士課程で修業年限がこの上限を越える場合は、その修業年限を上限とする。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

4 ダブルディグリープログラムにより在学留学をする期間は、本条において在学期間とみなさないものとする。

5 同志社大学学生の懲戒に関する規程により懲戒の処分（以下「懲戒処分」という。）を受けた場合には、出願資格を認めないことがある。

(出願)

第3条 貸与奨学生に出願する者は、出願書類及びその他必要書類を提出しなければならない。

2 学部第1年次生のうち、入学前の募集において授業料相当額の2分の1の貸与又は給付を受けた者は、入学後の募集に授業料相当額の2分の1を限度として出願することができる。

(貸与額)

第4条 貸与奨学生には、授業料相当額の2分の1を貸与する。ただし、経済的援助が更に必要と認められる家計状況にある者には、授業料相当額を限度として貸与することができる。

2 この規程細則第3条第2項に該当する者のうち、前項ただし書に該当する者には授業料相当額の2分の1を限度として貸与する。

(決定通知)

第5条 貸与奨学生の決定は、連帯保証人（父母）に通知する。

(採用取消)

第6条 貸与奨学生が決定の通知後1ヵ月内に所定の手続をしないとき、また、その年度内に奨学生を受領しないときは、その採用を取り消す。

2 貸与奨学生が懲戒処分を受けた場合には、採用を取消し、奨学生を一括返還させることがある。

(返還猶予)

第7条 貸与奨学生が学部又は大学院に在学中は、返還を猶予する。ただし、他大学に進学した場合は願い出による。

2 災害、傷害、疾病その他やむを得ない事由で返還が困難となったときは、願い出によって返還を猶予することがある。

(借用証書)

第8条 借用証書は、財務部資金課が保管する。

(併給)

第9条 この奨学生と同志社大学奨学生の併給は、授業料相当額を限度とする。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、学生主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この細則は、2019年4月1日から施行する。

2 この細則は、2016年度以前に入学した学生に適用する。

3 第2条第4項は、2019年3月31日以前に派遣を決定した在学留学には適用しない。

※ この書式のコピーに必要事項を書いて、氏名欄は自署、捺印（認印可・シャチハタ不可）してください。

- ※ 提出は、窓口または郵送にて「資金課」に出してください（FAX、電子メールによる提出不可）。
 ※ 銀行口座からの口座振替（自動引落）の方は、必ず【5月末日まで】に資金課に提出ください。

同志社大学貸与奨学金　返還猶予願

(記入日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長様

貸与番号（5桁）_____ (旧学生ID) _____

※返還請求通知または「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号
 不明であれば空白で結構です

フリガナ

氏名 _____ 印 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

現住所・電話番号	〒		
	電話（	-)	
携帯電話番号	電話（	-)	
電子メール	@		
その他連絡のつく 住所・電話	〒		
	電話（	-)	

下記のとおり、「同志社大学貸与奨学金」の返還を猶予していただきたいので、お願いします。

返還猶予年度（20 年度）：20 年 7月口座振替予定分（口座振替対象者のみ）
20 年 4月 1日 ~ 20 年 3月 31日まで

猶予願い出の事由（なるべく具体的に記入してください）

(注 意) 願い出の事由を明らかにする証明書等を添付してください（例：他大学在籍の場合は「在学証明書」を添付）。

連絡先は、本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。

事由によっては、猶予されない場合があります。猶予されない場合のみ、本学から連絡いたします（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。猶予が認められると、その年度中は「返還請求通知」または「返還のお知らせ」を発送しません。また、口座振替（自動引落）の場合は、その年度中は口座振替（自動引落）を行いません。

事務使用欄	受付日付	番号	住所	猶予年度	定期更新日付	結果連絡	
				年度	7・12・3	要()・不	

※ 次のア、イ、ウ、いずれかの方法で、ご連絡ください。

- ア. この書式のコピー、または任意の書式（便せんなど）で必要事項を書いて、窓口・郵送・FAXのいずれかにて提出
 イ. 電話または電子メールで、変更内容を連絡
 ウ. 返還金振込の際、郵便振替用紙の「通信欄」に、変更項目と内容を記載（郵便振替用紙を利用して返還している方のみ）

変更届（本人住所・勤務先／改姓名／保証人住所・勤務先）

(記入日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長様

貸与番号（5桁）_____ (旧学生ID) _____

※返還請求通知または「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号
不明であれば空白で結構です

フリガナ
氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の通り変更しますので、届け出ます。

<奨学生本人情報の変更> 年 月から

現住所・電話番号	〒 ----- 電話 () -
携帯電話、電子メール、 その他緊急連絡先等	・ の電話番号 () -
勤務先名称・部課名	
勤務先所在地	〒 -----
勤務先電話番号	電話 () - 内線

フリガナ
改姓名 新姓名 _____ (旧姓名) _____

<第一連帯保証人の住所・勤務先の変更> 年 月から

第一連帯保証人氏名	
現住所・電話番号	〒 ----- 電話 () -
勤務先名称・部課名	
勤務先電話番号	電話 () - 内線

<第二連帯保証人の住所・勤務先の変更> 年 月から

第二連帯保証人氏名	
現住所・電話番号	〒 ----- 電話 () -
勤務先名称・部課名	
勤務先電話番号	電話 () - 内線

※ この書式のコピーに必要事項を書いて、氏名欄は自署、捺印（認印可・シャチハタ不可）してください。

- ※ 提出期限は【5月末日まで】となります。
- ※ 提出は窓口または郵送にて「資金課」に出してください（FAX、電子メールによる提出不可）。
- ※ 本申込書は、銀行口座からの口座振替（自動引落）の方のみが対象です。郵便振替用紙を利用しての返還の場合は提出不要です。
- ※ 万が一、本申請を取り消す場合は、必ず【5月末日まで】に資金課宛に電子メールまたは電話でその旨連絡してください。

同志社大学貸与奨学金 返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書

(記入日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長様

貸与番号（5桁）_____

（旧学生ID）_____

※「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号
不明であれば空白で結構です

※不明であれば空白で結構です

フリガナ

氏名 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学貸与奨学金の返還について、今年度7月の口座振替（自動引落）では、

返還年賦額を超える返還・一括返還をしたいので、下記の金額を指定口座より振り替えてください。
(↑該当するものに○を付けてください)

現住所・電話番号	〒		
		電話（　　）　ー	
携帯電話番号	電話（　　）	ー	
電子メール	@		
その他連絡のつく 住所・電話	〒		
		電話（　　）　ー	

下記A・Bのどちらかに記入してください。		
A : 返還年賦額を超える 返還金額 (振替希望額)	返還年賦額（①）	円
	加算したい返還金額（②）	円
	合計（①+②）	円
B : 一括返還金額		円

(注 意) 連絡先は、本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。

事由によっては、本申請が認められない場合があります。認められない場合のみ、本学から連絡いたします（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。

事務使用欄	受付日付	番号	住所	猶予年度	定期更新日付	結果連絡	
				年度	7・12・3	要（　　）・不	

- ※ この書式のコピーに必要事項を書いて、氏名欄は自署、捺印（認印可・シャチハタ不可）してください。
- ※ 提出期限は【5月末日まで】となります。
- ※ 提出は、窓口または郵送にて「資金課」に出してください（FAX、電子メールによる提出不可）。
- ※ 本申込書は、銀行口座からの口座振替（自動引落）の方のみが対象です。郵便振替用紙を利用しての返還の場合は提出不要です。
- ※ 万が一、本申請を取り消す場合は、必ず【5月末日まで】に資金課宛に電子メールまたは電話でその旨連絡してください。

**同志社大学貸与奨学金
返還年賦額未満の返還振替申込書**

(記入日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長 様

貸与番号（5桁）_____

※「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号
不明であれば空白で結構です

フリガナ

氏 名 _____ 印 _____

(旧学生 I.D.) _____

※不明であれば空白で結構です

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学貸与奨学金の返還について、下記事由により返還年賦額満額の返還ができますので、今年度7月の口座振替（自動引落）では、下記の金額を指定口座より振り替えてください。

現住所・電話番号	〒		
		電話 () -	
携帯電話番号	電話 () -		
電子メール	@		
その他連絡のつく 住所・電話	〒		
		電話 () -	

返還年賦額未満の返還金額	円
(事由) 返還年賦額満額が返還できない理由を具体的にご記入ください。	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

(注 意) 連絡先は、本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。

事由によっては、本申請が認められない場合があります。認められない場合のみ、本学から連絡いたします（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。

事務使用欄	受付日付	番号	住所		猶予年度	定期更新日付	結果連絡	
					年度	7・12・3	要()・不	